

群馬県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

国民健康保険運営方針		運営方針の内容（抜粋）	今年度の主な取組等
第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	赤字削減の取組 財政安定化基金の運用	<ul style="list-style-type: none"> 赤字が生じた市町村は、単年度での赤字解消が困難な場合、中期的な目標を設定して計画的な赤字削減に努める。 保険税の取納不足や保険給付費の増加により財源不足となった場合に備えて県に設置した「群馬県国民健康保険財政安定化基金」の運用方法（市町村に対する貸付及び交付、県による取崩し等）を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険税率の適正な設定や医療費適正化、国保税収率向上のほか、保険者努力支援交付金の確保など財政収支改善に向けた取組について市町村に助言 今年度、市町村に対する貸付及び交付は該当なしの見込 今後、今年度の県特別会計において財源不足となった場合は基金の取崩しで対応
第3章 納付金及び標準保険料率の算定方法	保険税水準の統一 納付金の算定方法 激変緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> 本県においては、市町村の医療費水準に差があることから、徐々に保険税水準の統一を進めていく。 健康づくりや医療費適正化に向けた取組を進めつつ、保険税水準の統一を目指すべき課題として位置づけ、県と市町村で協議していく。 県は、市町村ごとに国民健康保険事業費納付金の額を決定して徴収するとともに、この納付金等を財源として、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に支払う。 納付金の仕組みの導入等により被保険者の負担が急増することがないように、県は納付金の算定に当たり、激変緩和措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県における「保険税水準の統一」の方向性を市町村と協議 当該方向性について次期運営方針へ記載することを旨とし、今後も市町村と協議を継続 運営方針の定め等に基づき、令和2年度納付金の本算定を実施 平成30年度と同様、保険給付費等交付金を毎月、遅滞なく市町村に支払 県と市町村で合意した方法により、令和2年度納付金（本算定）において、13市町村に激変緩和措置を実施
第4章 保険税の徴収の適正な実施	収納対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、収納率低迷の要因分析を行い、それぞれの市町村において必要な収納対策の強化に努める。 県及び国保連合会は、市町村の収納率向上及び収納率目標達成のための支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率向上対策研修会を開催したほか、収納率の低い市町村に対し収納率向上アドバイザーを派遣するなど市町村の収納率向上対策を支援 本県の国保税収率（県平均・現年度課税分） (H29年度) 92.54%⇒(H30年度) 92.98% ※0.44ポイントの向上
第5章 保険給付の適正な実施	保険給付の点検、事後調整 療養費の支給の適正化 第三者求償の取組強化	<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村が行う保険給付について、システムの整備状況に合わせて、広域的又は医療に関する専門的な見地からの点検を実施する。 海外療養費について、県作成のガイドラインに基づいて審査確認や情報共有を行い、支給の適正化に努める。 第三者求償事務を確実にを行うため、市町村は、傷病届の提出を励行する取組を行う。 第三者求償事務は、高い専門性を必要とすることから、市町村は専門性を確保するための体制整備に努めるとともに、国保連合会や県は市町村の体制強化を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年6月から、県による給付点検を開始（県内市町村間で異動のあった被保険者に係る点検等） 支給の適正化に向けて市町村に技術的助言を行ったほか、高額な申請について市町村と情報共有を図るなど、療養費の支給適正化に向けた取組を推進 第三者求償事務に係る研修会を開催したほか、第三者行為事案に係る情報提供を行うなど市町村の取組を支援 また、直接求償の実施体制の構築に向け、国保連合会と協議・調整を継続して実施
第6章 医療費の適正化の取組	医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 保険者の医療費適正化に向けた取組を促進するために創設される「保険者努力支援制度」を活用しながら、これまで以上に医療費適正化に向けた取組を推進する。 全ての市町村で「データヘルス計画」を策定し、PDCAサイクルに基づいた効率的・効果的な保健事業を実施する。 特定健診及び特定保健指導の実施率向上に取り組み、生活習慣病等の予防を推進する。 医師会等の協力を得て「重症化予防プログラム」を策定し、より効果的に糖尿病性腎症重症化予防事業を推進する。 重複頻回受診者への訪問指導等を実施し、受診の適正化を図る。 ジェネリック医薬品希望カード配布や後発医薬品差額通知を継続実施するほか、群馬県後発医薬品適正使用協議会等と連携し、後発医薬品使用割合の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度末には、全ての市町村で「データヘルス計画」の策定が完了する予定 昨年度末に策定した「群馬県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町村専門職を対象とした研修を実施するほか、地域医師会と市町村等を構成員とする「糖尿病重症化予防連携会議」を県内全ての地域で開催するなど、県医師会等と連携して糖尿病重症化予防対策を推進 市町村を対象に特定健診及び特定保健指導実施率向上対策推進研修会を開催したほか、特定保健指導の実施率の低い市町村に対しアドバイザーを派遣し、実施率向上対策を個別支援 本県国保の特定健康診査実施率 (H29年度) 41.4%⇒(H30年度) 41.6% 本県国保の特定保健指導実施率 (H29年度) 14.7%⇒(H30年度) 17.4% 本県国保の後発医薬品使用割合（数量ベース） (H30.9) 75.9%⇒(H31.3) 77.6%（全国平均：74.6%） ※厚労省「医療費に関するデータの見える化」
第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進	事務処理の標準化・共同処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「事務処理マニュアル」を策定して市町村の事務処理の標準化を進めるとともに、国保連合会による共同事務処理の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 「滞納者への限度額適用認定証交付事務」について、「事務処理マニュアル」を策定し、全市町村で共有 被保険者と高齢受給者証の一体化に向け、具体的な実施スケジュール等について市町村と協議
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	保健医療サービス・福祉サービス等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町村は、国保の保険者として、保健・福祉全般と連携して施策を推進する。 本運営方針と保健医療計画、医療費適正化計画、高齢者保健福祉計画等を連携させることにより、保健医療サービスや福祉サービスに関する施策との一体的な推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国保連合会と連携し、「低栄養リスク保有者一覧」等の介護予防に関するデータなどを全市町村に提供するなど、市町村における医療・介護・福祉関係部局と連携した施策実施を支援
第9章 その他安定的な財政運営及び効率的な事業運営のために必要な連絡調整等	連携会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村及び国保連合会相互の連携を図るため、「群馬県市町村国民健康保険連携会議」を開催し、関係者の意見交換や意見調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「群馬県市町村国民健康保険連携会議」を3回開催し、市町村等と意見交換や協議を実施 また、当該会議に設けられている3部会（財政・事業運営及び保健事業）を合計で11回開催し、県と市町村等の実務レベルで様々な課題を検討